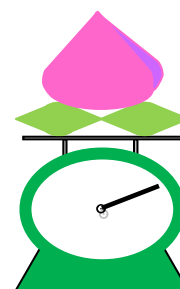


\*\*\*\*\*

## 計量だより山梨

\*\*\*\*\*



平成 30 年 7 月 12 日 第 8 号 発行：季刊

(一社) 山梨県計量協会

〒406-0035 笛吹市石和町広瀬 785 東八代合同庁舎 山梨県計量検定所内

TEL. 055-225-5046 FAX. 055-261-9132

E-mail: yamanashik@bz04.plala.or.jp

### 特定計量器定期検査

●集合検査：前期（春季）の検査（甲州市、山梨市、笛吹市、中央市、早川町、南部町、身延町）は、滞りなく終了しました。下の写真は、笛吹市一宮支所における検査風景です。



### 未受検者検査

●上記の定期検査において検査を受けていない方を対象とした検査を、7月、8月に計画しています。対象者へは、別途葉書にて詳細をご連絡いたします。

### 計量証明検査

●8月28～30日を予定しています。

## 山梨県計量検定所の紹介

●当協会の主たる業務である特定計量器の定期検査は、県からの委託業務であり、計量検定所からの指導を受けながら実施しています。

今年度は、4月1日に赴任された今井晴彦所長以下6名の体制により、県下の計量行政を推進しています。

●山梨県計量検定所の主な業務は次のとおりです。

- (1) 計量関係事業者の登録、届出の受理及び指導
- (2) 特定計量器（はかりや分銅など）の定期検査業務指導（山梨県計量協会に委託）
- (3) 特定計量器（燃料油メーター、タクシメーターなど）の検定
- (4) 特定計量器の検定などに使用される基準器の検査
- (5) 計量法に基づく立入検査（スーパーマーケットなどの特定計量器の使用者や特定計量器の製造・修理事業者が対象）
- (6) 計量に関する統計及び報告（計量年報など）
- (7) 計量思想の普及啓発 など

●また、当協会と山梨県計量検定所とは、計量記念日（11月1日）や計量強調月間（11月）にあわせて、甲府駅前街頭キャンペーンや県民の日記念行事の各種イベントなど、計量思想の普及啓発事業にも協働して取り組んでいます。

## 「何でもはかってみようコンテスト」募集

●小学生を対象とした募集のお知らせです。応募用紙は事務局にありますので、ご連絡ください。

●テーマは、さまざまな方法や考え方によって、あるものをはかったことを表わす作品とします。長さ、重さ、量、面積、角度、時間、速さ、温度、湿度、形、明暗、音の大小など、はかれるものはすべて対象です。

●応募締め切りは、平成30年9月4日（火）必着です。

●審査及び各賞は、最優秀作品賞1点（賞状、賞品）、優秀作品賞3点（賞状、賞品）、奨励賞10点程度（賞状、他）。

●詳細は、（一社）日本計量振興協会ホームページ(<http://www.nikkeishin.or.jp/>)をご参照ください。